

(別紙)

諮問番号：平成28年度諮問第3号

答申番号：平成28年度答申第4号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

### 第2 審理関係人の主張の要旨

#### (1) 請求人の主張の要旨

本件対象児童について次の事情を考慮せずになされた原処分（特別児童扶養手当資格喪失処分）は、違法、不当である。

##### ア 普通学級への就学について

入学当初から支援学級への就学を勧められているが、普通学級への就学が可能なのは、支援学級の先生の支援があるからで、今後は、支援学級への移動も検討しなければならない状況にある。

##### イ 自立について

日常生活能力が自立とされているが、周りからの幾度もの声掛け・指示・援助を受けるとの前提で成り立っている自立であり、今現在も援助が必要な状態は変わっていない。

##### ウ コミュニケーション・問題行動について

デイサービス等で理解のある先生達がいることで制御できている状況であり、支援をする大人がいないか、見ていない場面では、勝手な行動、衝動的な行動や暴言が多く、多々トラブルを起こしている。日常生活においては親が常に注意・支援をして制御しているが、親の監視下でも、思い通りにならなければ暴言や破壊行動がひどく、日々注意を払う必要がある。

##### エ 症状改善のための行政支援の必要性について

体幹に係るリハビリ治療や、イライラ改善などのための投薬治療を行っているが、症状の改善は難しい状況であるところ、常時親の監視が必要であるため、母親もパート等の労働を行うことが困難であり、さらに、各種助成制度の対象外となって症状改善のための金銭的負担が大きくなり、行政からの金銭的支援（手当）を要する状態である。

#### (2) 処分庁の主張の要旨

請求人の主張する前記(1)の各事情について、特別児童扶養手当認定診断書に基づき総合的に判断すると、本件対象児童は、特別児童扶養手当障害程度認定基準で規定する1級又は2級の障害の状態にあるとはいえないものであり、原処分に違法、不当な点を認めることはできない。

### 第3 審理員意見書の要旨

(1) 原処分は、特別児童扶養手当認定診断書に基づき、処分庁の嘱託医の審査判定も得て総合的に判断した上で行われており、法令等の規定に従い、適正に行われたものであるから、違法、不当な点は認められない。

なお、本件審査請求の審理手続中に、処分庁の職権調査により同診断書の補足・修正がなされたが、それらによっても原処分が違法、不当とされる余地はない。

(2) 本件対象児童の就学状況に関して請求人の主張する内容は、補足・修正の前後を通じて同診断書に記載がないこと、また、請求人の主張する本件対象児童の自立の状態は、一部介助と評価されるものであって、非該当との判断に大きな影響を及ぼさないこと、さらに、請求人の主張する本件対象児童の不適切な行動は常時見られるわけではなく、日常生活に係る制限への影響は限定的であること、加えて、請求人は、症状改善のための金銭的負担が大きく、行政支援の必要性を主張するが、手当の認定に当たっては、経済的事情を考慮すべきではないことから、いずれの請求人の主張も採用することはできない。

(3) 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、請求人の主張にはいずれも理由がなく、これを採用することはできないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

### 第4 調査審議の経過

平成28年8月17日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月25日の審査会において調査審議した。

審査会は、同月29日、同法第74条に基づく調査を決定し、同年9月6日に実施した。これを踏まえ、同月29日の審査会において調査審議した。

### 第5 審査会の判断の理由

特別児童扶養手当の支給に係る精神の障害による障害の程度は、特別児童扶養手当障害程度認定基準によれば、その原因、諸症状、治療及びその病状の経過、具体的な日常生活状況等により、総合的に認定するものとされており（第7節の1）、主治医が作成した特別児童扶養手当認定診断書に基づき、処分庁の嘱託医が行った障害判定結果を受けて処分庁が行うものであって、その判断は、嘱託医の医学的・専門的な審査判定に基づく処分庁の合理的な裁量に委ねられているものと見るべきである。

そこで、本件についてみると、原処分的前提として、嘱託医は、その医学的・専門的見地から、特別児童扶養手当認定診断書の内容を総合的に考慮した上で、判定を非該当としていることが認められる。また、処分庁は、本件審査請求を受け、職権調査により請求人の主張内容を示した上で本件主治医に対し改めて判定に必要と思われる特記事項等の回答を求め、本件主治医により同診断書の補足・修正がなされたが、かかる補足・修正後の診断書に基づき、嘱託医の再判定を受けたところ、その判定の結果も引き続き非該当とされたことが認められる。

審査会では、かかる嘱託医の再判定について、その過程において考慮不足などの過誤欠落がないかにつき調査権を行使し、嘱託医からのより詳しい回答を得たところ、嘱託医の再判定の過程において看過し難い過誤欠落は認められなかった。

この経緯に鑑みると嘱託医の判定に基づく原処分時の処分庁の判断のみならず、前記再判定の結果に依拠してなされた原処分の適法性・正当性を認める処分庁の判断に不合理な点があるということとはできない。

以上のとおり、処分庁の判断には、その裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用してなされたものというほどの著しい不合理性は認められないから、原処分を取り消すべき違法又は不当な点はないというべきである。

また、審理員の審理手続については、処分庁に対し、原処分の妥当性に関して質問権を行使するなど、適正なものと認められる。

よって、本件審査請求を棄却するべきであるとした審理員意見書の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

#### 北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 八 代 眞 由 美